

＜ご使用前に必ずお読み下さい＞

お買い上げいただきましたALogシリーズソフトウェア製品(以下、「本ライセンス製品」といいます)をお使いになる前に、次の使用許諾契約書(以下、「本契約」といいます)をよくお読み下さい。お客様が、本ライセンス製品が記録されている媒体(以下、「メディア」といいます)のパッケージを開封し本ライセンス製品をサーバハードウェアにインストールしたことによって、本契約のすべての条件に同意したものとみなされます。本契約の条件に同意して頂けない場合には、本ライセンス製品をサーバハードウェアにインストールせず、お買い上げになった販売店あてに領収書を添えて本ライセンス製品をご返却下さい。お客様がすでに支払われた使用許諾契約金額をご返金致します(振込手数料はお客様の負担となります。)

使用許諾契約書

第1条 使用許諾

株式会社網屋(以下、「当社」といいます)は、本ライセンス製品をお買い上げいただいたお客様に対して、本契約記載の条件に従い、本ライセンス製品に関して、非独占かつ譲渡不可能な以下の権利を許諾致します。

- 「ライセンスキー証書 兼 保守サービス証書」記載のライセンス数を上限として、本ライセンス製品と同梱されるマニュアル(以下、「マニュアル」といいます)に記載のオペレーティングシステムソフトウェアが稼動するサーバハードウェアへ本ライセンス製品をインストールし、当該サーバハードウェア上で本ライセンス製品を使用する権利。
- 本ライセンス製品の保存のみを目的として、本ライセンス製品のバックアップコピーを1部に限り作成する権利。

第2条 著作権・使用方法等

- 本ライセンス製品ならびにマニュアルに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ及びその他のすべての知的財産権(以下、「著作権等」といいます)は、当社または当社に対してその使用权を認められた権利者に独占的に帰属します。
- お客様は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本ライセンス製品及びマニュアルの全部または一部を第三者へ賃貸、貸与、販売もしくは譲渡し、または担保権を設定し、その他の処分をしてはなりません。
- お客様は、本ライセンス製品につき、改変、改造、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすること、または第三者にそれらの行為を行わせることはできないものとします。それらの行為に起因して本ライセンス製品に何らかの障害が生じた場合、当社は当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。
- お客様は、お客様一人単独で、かつ、お客様自らの業務を遂行する目的のみにおいて、本ライセンス製品を使用するものとし、ASPサービス等お客様の顧客サービス(有償、無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス)の一環として本ライセンス製品を使用することはできないものとします。

第3条 保証及び責任の限定

- 当社は、本ライセンス製品のメディアまたはマニュアルに数量不足、破損、落丁、傷などの物理的な欠陥があった場合、ライセンスキー証書 兼 保守サービス証書の発行日付から90日以内にお客様から書面による通知を受けたことを条件として、当該メディアまたはマニュアルを無償交換致します。
- 当社は、前項において明示する場合を除き、本ライセンス製品およびマニュアルに関して、明示的にも、黙示的にも、一切の保証を行いません。すなわち、当社は、本ライセンス製品が第三者の著作権等を侵害していないことを保証するものではなく、また、本ライセンス製品にバグおよびシステム仕様上の解釈の相違が内在しないことを保証するものでもなく、本ライセンス製品もしくはマニュアルの機能がお客様の特定の目的に適合することやお客様が保有する環境で稼動することを保証するものでもありません。当社は、本ライセンス製品またはマニュアルの物理的な紛失、盗難、事故及び誤用等に起因するお客様の損害についても一切補償致しません。
- 「ライセンスキー証書 兼 保守サービス証書」に記載されたお客様の連絡先に変更が生じた場合、お客様は、直ちに、当社に書面で変更届出を提出するものとします。変更届出がなされない場合または変更届出の内容に不備があった場合、当社からお客様への通知、郵送及びその他のコンタクトは通常到達すべき時期にお客様に到達したものとみなし、その不達により生じる不利益ならびに損害については、お客様の責任とさせていただきます。
- お客様が期待する成果を得るための設備、電気通信回線、インターネット接続プロバイダー、サーバハードウェア、ソフトウェアプログラム(本ライセンス製品に限定されない)の選択、導入及び使用については、全てお客様の責任となります。
- 理由の如何を問わず、本契約に基づきまたは本契約に関連して当社がお客様またはその他の第三者に対して負担する損害賠償責任は、当該損害が当社の故意により生じた場合を除き、直接かつ現実生じた通常損害に限定されかつ、当該責任の原因となった本ライセンス製品に関してお客様が実際に支払われたライセンス購入代金額(保守サービスおよびカスタマイズの対価を含まない。)のうち当社が受領した金額を上限とします。当社は、いかなる場合においても、お客様またはその他の第三者に生じた特別損害、間接損害、結果的損害、懲罰的損害および付随的損害(逸失利益ならびにデータの滅失・毀損およびOS環境の破壊による損失を含むが、これらに限定されない。)について責を負うものではありません。

第4条 保守サービス

- 当社は、「ALogシリーズ製品保守サービス」を申し込まれたお客様に対し、当該契約の存続期間中、本ライセンス製品に関する保守サービス(以下「保守サービス」といいます)を提供致します。保守サービスの条件および内容につきましては、「ALogシリーズソフトウェア保守サービス約款」において定めるものとします。
- 保守サービスによって更新後の本ライセンス製品(ソフトウェア)が当社からお客様に提供された場合、当該更新後の本ライセンス製品については、当該提供の時点で有効な「ALogシリーズ使用許諾契約書」の最新の書式が適用されるものとします。

第5条 守秘義務

- お客様は、(a)本契約記載の内容及び、(b)本契約に関連して知り得た情報(本ライセンス製品のシリアル番号およびライセンスキーならびに保守サービスの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含む)につき、当社の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き、方法を問わず利用しないものとします。ただし、裁判所、政府機関または官公庁等の公的機関の命令に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合には当社に対して速やかに事前の通知を行うものとします。
- 前項にかかわらず、下記各号に定める情報については前項の秘密保持義務の対象とはならないものとします。
 - 開示を受けた時に既に公知であったことが立証できる情報
 - 開示を受けた後、自己の秘密保持義務違反によらず公知となったことが立証できる情報
 - 開示を受ける前から、自己が適法に保有していたと立証できる情報
 - 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
 - 当社の機密情報を使用または参照することなく独自に開発したと立証できる情報

第6条 契約の解除

- お客様が本契約に違反した場合、当社は本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ライセンス製品及びマニュアルを一切使用することができません。
- お客様は、本ライセンス製品、マニュアル及びそのすべての複製物を破壊することにより本契約を終了させることができます。この場合、本契約に基づきお客様から支払われた一切の対価は返還致しません。
- 本契約が解除その他の事由(前項の場合を除く。)により終了した場合、お客様は、直ちに、本ライセンス製品、マニュアル及びそのすべての複製物を、当社の指示する方法によって、当社に返却するか、または破壊するものとします。
- 本契約が解除その他の事由により終了した場合でも、第3条、第5条、第6条第3項および第7条第3項の規定は、なお有効に存続するものとします。

第7条 一般条項

- お客様は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本ライセンス製品を「ライセンスキー証書 兼 保守サービス証書」に記載されたお客様の住所のある国の外へ持ち出すことはできないものとします。また、お客様は、本ライセンス製品の使用に際し、適用ある全ての法令(お客様の住所のある国の法令のみならず、適用ある場合にはGDPR(EU一般データ保護規則)等の国外の法令を含みます。)を遵守するものとします。
- 本契約は、本ライセンス製品の使用に関し、本契約の締結以前にお客様と当社との間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、当社が、必要であると判断した場合、お客様に追加的な負担が生じない範囲において、本契約の内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約の内容は無効となり、最新の本契約の内容が適用されるものとします。
- 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因または関連する紛争の解決については、東京地方裁判所をもって第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

2018年8月1日制定

株式会社網屋

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町三丁目3番2号 トルナーレ日本橋浜町 11階

TEL:03-6822-9910 FAX:03-6822-9998 URL:<http://www.amiya.co.jp>